

	新潟市教育委員会 平成21年3月 定例会会議録			
日 時	平成21年3月16日(月) 午前9時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	市 橋 浩	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	生 涯 学 習 課 長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	逢 坂 健 太 郎
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 敏 江
	中 央 図 書 館 長	八 木 秀 夫	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	生 涯 学 習 セ ン タ ー 一 次 長	近 藤 敬	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	教 育 総 務 課 長	川 瀬 正 之	中 央 図 書 館 課 長 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代
	学 務 課 長	朝 妻 厚 雄	歴 史 文 化 課	倉 地 一 則
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	和 田 明 彦
			教 育 総 務 課 主 査	米 山 隆
			教 育 総 務 課 主 査	杉 本 浩
	その他の 出席者 (名)			

開会	時 刻	午前 9時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (13件)	議案番号	件 名
	議案第 41号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第 42号	新潟市教育財産管理規則の一部改定について
	議案第 43号	新潟市教育委員会公印規則の一部改正について
	議案第 44号	新潟市個人情報保護条例施行規則の一部改正について
	議案第 45号	新潟市長から委任を受けた新潟市青少年三川自然の森の管理に関する規則の制定について
	議案第 46号	新潟市長から委任を受けた新潟市入徳館野外研修場の管理に関する規則の制定について
	議案第 47号	新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの管理に関する規則の制定について
	議案第 48号	新潟市図書館条例施行規則の一部改正について
	議案第 49号	新潟市公民館条例施行規則の一部改正について
	議案第 50号	新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正について
	議案第 51号	文化財保護条例施行規則の一部改正について
	議案第 52号	事務局及び機関の長の人事について
	議案第 53号	市立幼稚園・小学校・中等教育・高等学校の校長の人事について
報告 (8件)	記 号	件 名
		学校問題解決支援事業について
		職員の人事に関する事項について

		教職員評価について
		多忙化解消検討会議の検討結果について
		メンタルヘルス事業について
		措置要求について
		平成20年度マイスター養成塾等事業報告
		新潟市教育フォーラム2009（仮）「子どもの読書活動を進める新潟市民のつどい」の案内について
その他 （件）	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長

午前9時30分開会を宣言する。

会を始める前に、新潟日報社から取材の申し込みがありますので、報告します。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

佐藤委員，小池委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長

それでは、付議事件に入ります。議案第41号から44号まで、教育総務課で一括説明していただきます。

○教育総務課長

それでは、今ほど委員長からお話がありましたとおり、議案第41号から44号までは教育総務課の議案となりますので、一括してご説明申し上げます。

議案第41号、新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、ご説明いたします。議案書の1ページと別紙教育委員会規則の制定・改廃一覧表の1ページをご覧ください。

新年度の組織改正により、教育事務所が学校支援課付きの機関となり、生涯学習課に青少年室が新設されます。そのために必要な改正を行うものです。教育事務所を機関の章へ移し、学校支援課の分掌事務に教育事務所に関するものを加え、生涯学習課及び公民館の分掌事務に、市長部局より事務委任を受けた青少年関係に関する事務を加えます。また、後ほど公民館条例施行規則の改正でも説明がありますが、公民館活動協力員を基幹公民館にも置くこととしたため、基幹公民館の分掌事務に公民館活動協力員に関するものを加えます。

次に、議案第42号新潟市教育財産管理規則の一部改正についてですが、議案書の13ページをご覧ください。新年度の組織改正により、文化スポーツ部が文化観光・スポーツ部、政策企画課が地域課となることから、組織改正に伴う必要な改正を行います。また、教育事務所が機関となりますが、教育事務所につきましては、区役所の一角にあり、教育施設ではないため、教育施設管理者の号より削除いたします。併せて、総合教育センター及び視聴覚センターについても、西川出張所の一角であるため、同号より削除いたします。

次に、議案第 43 号新潟市教育委員会公印規則の一部改正についてです。議案書の 15 ページをご覧ください。新年度の組織改正により、文化スポーツ部が文化観光・スポーツ部となることから、組織改正に伴う必要な改正を行うものです。

次に、議案第 44 号新潟市個人情報保護条例施行規則の一部改正についてです。議案書の 17 ページと、教育委員会規則の制定・改廃一覧表の 2 ページをご覧ください。個人情報保護管理者ということで、教育事務所の長を規定しておりますが、新年度の組織改正により、教育事務所が機関となり、機関については第 2 号で機関についての規定をしておりますので、第 1 号における教育事務所の長を削除いたします。

○委員長

第 41 号から 44 号まで、一連のもので、教育事務所が機関として位置づけられたということ及び、青少年室が生涯学習課に新設されたこと及び、公民館における分掌事務、青少年室ができたことに関わる問題といったことが整理されて、四つの条例規則等の変更になっております。いかがでしょうか。何かご質問等ございませんでしょうか。

○佐藤委員

第 42 号の課の名称変更、政策企画課から地域課になるのですが、政策企画課から地域課になってやることの中身が変わるのか、もしくは今まで政策企画課として何をやっていたのかということをお教えいただけますか。

○生涯学習課長

公民館の職員が政策企画課の専任をしておりました。コミュニティに関する事務につきましては政策企画課が担当しておりましたが、それにつきましては、公民館の職員が担当することが妥当であろうということで、その事務を請け負っておりました。それで、政策企画課が地域課という名前に変更になるわけですが、コミュニティに関する連携を取った公民館の仕事ということで、それについては名称を変更しただけで、コミュニティに対する仕事ということでは、平成 20 年度と同じ仕事をするということです。

○佐藤委員

地域におけるコミュニティの政策からいろいろなことをやりますということですね。

○生涯学習課長

政策企画課の職員として、その部分は仕事をするということです。

○高山委員

政策企画課がなくなって。

○生涯学習課長

地域課です。

○高山委員

まるで違いますね。

○佐藤教育長

より実情にあった課の名前にしたということです。仕事内容

	は変わっていません。
○高山委員	そうすると、今までの政策企画課は地域の仕事をしていたということですか。
○佐藤教育長	いや、区域の中の地域の仕事をしていました。地域づくりとかそういったものに代わりはないわけですがけれども、政策企画課というのはあまりにも仰々しいので。
○佐藤委員	大上段に構えすぎるといことなのですか。名前がおかしいということだけなのでしょう。
○佐藤教育長	より実態に合わせて名称変更いたしました。
○高山委員	青少年室がまた戻ってきたという感じがするのです。健康福祉部こども未来課の中に今まではあったのでしょうか、それと、青少年関係の仕事は福祉部の方ですか。
○生涯学習課長	青少年につきましては、福祉部が行っておりますが、また教育委員会に混ぜるといことですか。
○高山委員	それから、観光が入ってきたわけですね。今まではどこにあったのですか。
○教育総務課長	観光部門は経済国際部にありました。それで、今回の改定で文化観光・スポーツ部となったといことですか。
○佐藤委員	文化観光、文化と観光、文化観光といのはどういう意味を示すのですか。経済部でやるのは、いわゆる観光物産課といいまして、例えば市内企業の皆さんをキャンペーンに連れて行ったりいろいろなことをしたのですけれども、教育委員会が担当する文化観光とは何なのですか。
○教育総務課長	実は、教育委員会の規則の中に入っておりますけれども、歴史文化、スポーツ振興といものが教育委員会の中にあったわけですがけれども、それを切り分けて市長部局で行ってしまっているのです。要するに、文化と観光につきましては、今の教育委員会の対象の中では仕事をしていないわけですがけれども、規則上はそれが残っているといことですのでございますので、文化スポーツとい名前が文化観光・スポーツになった場合、その規則を改正しなければならないといことですか。
○高山委員	そうすると、教育委員会でも観光に関する仕事をやるといことですか。
○教育総務課長	基本的にはそういうことではないです。
○佐藤教育長	歴史文化課が、今まで文化のところがありましたよね。例えば市指定の文化財の審査をこちらでやらなければなりませんので、教育委員会の仕事です。ですから、直接観光は教育委員会ではやらないのです。

○高山委員	今、観光行政といいますけれども、これはどこがやるのですか。
○佐藤教育長	市長部局の経済・国際部です。
○高山委員	経済・国際部ですね。
○委員長	これは市長部局に生まれたものではないのですか。文化観光・スポーツ部。市長部局ですよ。それで、財産管理に係るものだから、教育委員会の規則にあるわけですね。
○佐藤教育長	こちらの施設を向こうで管理しているということです。
○委員長	そういうことですよ。 教育委員会が事業を持つ組織ではないですよ。
○生涯学習課長	昔から、文化やスポーツというのは教育委員会にあったわけですが、組織が拡大し、細分化して専門化していく中で、市長部局にスポーツ部門、文化部門、そして文化財部門が置かれていった。そういう中で、市教育委員会が持たなければならないものを市長部局に逆に補助執行するという形で組織が作られているのです。補助執行はしていますが、教育委員会として持っているわけですので、たまたまこれが表れてくるということで、今の質問の中に挙がったということでございます。
○佐藤委員	この名前が出てくるということになると、観光というカテゴリーに対して教育委員会がどう関わっていくのかということや、市民の皆さんに質問されたときにどのように答えるのかということが最大のポイントだと思うのです、その辺はどうなのでしょう。
○教育総務課長	実際に実務を取り扱うところはないに等しいと思っております。ただ、学校教育を見ても、地域を担う、社会教育などの部分においても、やはりそれと関わる部分も多うございまして、例えば、今私どもがやっております生涯学習の計画については、観光や福祉やそういった様々な分野が統合されていくという考え方を持っておりますので、無視をしていくわけにはいかないと思っております。また、学校教育においても、同じように、文化やスポーツは自分たちにとって大事なものでございまして、そう考えると。
○佐藤委員	文化・スポーツは分かるのですけれども、そこに観光がついているわけですから。観光はもちろん学問として成立していますので、そういうところでもっと関わっていきますという答えをすれば納得していただけるかなということですのでよろしいですね。
○委員長	44号まで、よろしいでしょうか。

○高山委員

青少年室がまた戻ってきたというのはどういう意味ですか。

○教育総務課長

地域と学校教育，家庭の融合で教育を進めようというのが教育ビジョンの第一の目標になっております。そういう中で，青少年の健全な育成を育んでいくという目標を掲げますので，青少年の育成については，一体的な，子どもから青少年にいたるまでの育成に努めていきたいということを打ち出したいということです。

○高山委員

もともとここへ行ったというのは少し不思議だったので，当然青少年については，教育委員会の範疇にあるのではないかと考えていたので，これで落ち着いたといえれば落ち着いたと思いますけれども，こういう先ほどの文化だとか観光だとか地域課とか，変わった場合に，是非，こう変わりましたというだけではなくて，理由も聞かせていただきたいということでご質問したわけです。是非，今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

よろしくお願ひいたします。

それでは，次へ移ります。45号，46号，47号，生涯学習課の担当になりますので，よろしくお願ひいたします。

○生涯学習課長

45号から47号につきましては，当課所管分でございますので，一覧表に基づきまして，ご説明させていただきます。一覧表の2段目から最後の段になります。いずれの議案も健康福祉部こども未来課青少年室が当課の組織下に配置されることに伴いまして，市長から任を受けて管理する青少年関連施設の管理運営に関する規則の選定をお願いするものでございます。以下その施設について概要をご説明しまして，お諮りさせていただきますと思ひます。

議案第45号の新潟市青少年三川自然の森でございますけれども，ご存知のとおり阿賀町に所在しまして，青少年の自然体験活動の場として昭和56年に設置したものでございます。青少年室が所管しているものでありまして，平成18年度から管理運営を指定管理者に委ねているものでございます。

第46号，新潟市入徳館野外研修場でございます。西蒲区巻に所在しまして，100人収容できるキャンプ場と50人収容の宿泊棟を持つ野外研修所でございます。入徳館という名前は，米百俵で有名な三根山藩の学校，藩校の名前から由来しておりまして，入徳館小学校がそこにあったわけです。昭和53年に統合されまして，昭和55年から野外研修場として生まれ変わり，今は自然体験や野外活動の場として使用しているものでございます。

議案第47号の大畑少年センターは中央区東大畑に所在しております。旧大畑小学校の跡を児童生徒の集団活動をとおした健全育成の場として平成2年から活動しているものでございます。研修室7室、視聴覚室、体育館など、各室を備えまして、学校や少年団体などの宿泊研修の場として、年間をとおしまして、ボーイスカウト、ガールスカウト、少年団等の少年団体の利用や子細事業を行っているものでございます。

○委員長

青少年室が設けられることにより、三つの施設がその管理に入ると。ついては、規則を制定するということでしょうか。

いかがでしょうか。それぞれの施設の役割と申しますか、内容についてお話しいただいたわけですが。

○小池委員

これは規則の中身自体は利用者から見ると変わっていないということですか。

○生涯学習課長

おっしゃるとおりです。

○委員長

これは三つとも以前は教育委員会が管理していたのですか。何か少し違うようですね。

○生涯学習課長

45号の三川自然の森、47号の大畑少年センターは同様でございますが、入徳館は、合併前は巻町の教育委員会が所管しておりました。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、承認いたします。

続いて、48号、図書館条例の施行規則になります。

○中央図書館課長

議案第48号、新潟市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。次のページの新旧対照表でご説明いたします。別表位置に定める木崎地区図書室及び味方地区図書室の位置を変更するものでございます。改正理由でございますが、木崎地区図書室は木崎コミュニティセンター内に設置してありますが、コミュニティセンターが移転改築したことに伴うものです。また、味方地区図書室につきましては、味方地区公民館内に設置していますが、利用者への利便性を図るため、味方出張所内に移転、設置することに伴うものでございまして、位置はそれぞれ記載のとおりでございます。なお、施行期日は平成21年4月1日でございます。

○委員長

図書館条例施行規則の改正は、木崎地区の図書室と味方地区の図書室の移転に伴っての改正です。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、承認いたします。

続きまして、第49号、50号も一緒でしょうか、生涯学習セ

ンターからお願いします。

○生涯学習センター
次長

議案第 49 号、50 号の二つでございます。まず、議案書の 43 ページ、44 ページでございますが、本日、机上に配付させていただきましたけれども、差し替えをお願いしたいと思います。お手元の教育委員会規則の制定・改廃一覧表の 3 ページをお開きいただきたいと思ひます。上から二つ目の議案第 49 号、新潟市公民館条例施行規則の一部改正でございます。これにつきましては二つございまして、筆頭は、公民館の活動協力員、これは平成 19 年度の政令指定都市移行に伴いまして、運営審議員を区の基幹公民館に、それ以外の地区公民館には活動協力員を配置するという形に改正いたしましたけれども、2 年が経過いたしまして、基幹公民館にも活動協力員を是非配置したいという声非常に強いことから、各機関公民館にも活動協力員を置くことにしたいと思ひます。それに伴いまして、その職務を明確にするため、改正するのが一つでございます。それと、もう一つにつきましては、先ほどの図書館条例施行規則の一部改正にもございましたけれども、豊栄地区公民館の分館でございます、木崎公民館がございまして、木崎コミュニティセンターの移転改築に伴いまして、木崎公民館の位置を北区内島見 537 番地から、北区木崎 3227 番地に変更するものでございます。机上配付いたしました議案書の 44 ページの新旧対照表をご覧くださいと思ひます。第 2 条 9 項の表で、新潟市木崎公民館所在地を変更してありまして、それとともに、第 17 条第 1 項中で、括弧書きの条例第 10 条第 1 項各号に掲げる公民館を除くを削ることによりまして、公民館活動協力員を各区の基幹的な公民館にも配置するという形にするものでございます。それとともに、第 19 条第 1 項中で、方針を削り、提言を行うを意見を述べるに改めて、活動協力員の職務を明確にするものでございます。

続きまして、議案第 50 号、新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正についてでございますが、お手元の教育委員会規則の制定・改廃一覧表の 3 ページをお開きいただきたいと思ひます。上から三つ目でございますが、議案第 50 号、新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正でございます。白根学習館にラスペックホールというホールがございまして、この利用受付開始日が、現在は 6 か月前からとなっております。これにつきましては、ホールを利用する多くの団体から、6 か月前では準備や周知が困難であるため、1 年前に変更していただきたいという声が多く寄せられております。同様の施設を調べましたところ、西

新潟市民会館・黒崎市民会館などにつきましても、ホールの使用については1年前の利用受付となっていることから、市民の利便性を考慮いたしまして、ラスペックホールの利用受付につきましても6か月前から12月前に改正したいということでございます。

議案書の46ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。別表、ラスペックホールの表中の月を12月に改めて、利用者の利便性を図るものでございます。

○委員長

49号、公民館活動協力員を要望に応じておくと。併せて、職務を明確にしたということと、木崎公民館の移転が変更になると。

第50条は、白根学習館のラスペックホールを要望に応じて12月前に受付を開始するという提案でございます。いかがでしょうか。

○佐藤委員

そうしますと、すべての公民館に運営審議員と活動協力員が配置されるということで理解してよろしいのでしょうか。

○生涯学習センター
次長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

それで、運営審議員と活動協力員というのは、活動協力員の職種の分担はここに書いてあるとおりなのですが、運営審議員というのは何をしているのかということをお聞かせ願いたいと思えます。また、何名くらいの体制でそれが行われているのか。また、費用弁償に関してはどのようにになっているのかお聞かせ願いたいと思えます。

○生涯学習センター
次長

まず、運営審議員でございますが、社会教育法に基づく公民館条例の中で使用されているものでございまして、今の区の中心的な基幹公民館に配置させていただいているものでございますが、担当の諮問に応じて意見をし、運営を行うという公民館事業について検診を行うという職務になっております。人数といたしましては、現在、8区89名でございます。

○佐藤委員

10名前後ということですか。

○生涯学習センター
次長

そうです。費用につきましては、1回1万3,000円で募集しております。

活動協力員はそれ以外の公民館で、全体で24館ございますが、その内の8館が中心的な公民館ですので、残りの16館に活動協力員ということで配置しております。人数は108人だったと思えます。これについては、一人1年間2万円という費用弁償になっておりまして、公民館の職員と共同でこういった事業に

	協力いただくという職員でございます。
○佐藤委員	どちらかというと、運営審議員は政策的なものを担当すると。活動協力員はマンパワーの肉体労働のような感じなのですか。
○生涯学習センター次長	シンプルに表現すればそういうことになります。
○委員長	ほかによろしいですか。
○高山委員	ラスペックホールというのは、6か月前の受付を1年前に変えると。公民館の場合、以前、逆の場がありました。6か月前では早すぎるから3か月前にしるかということを経験した覚えがあるのですけれども、公民館の使用について、今はどうなっていますか。
○生涯学習センター次長	公民館の申込みにつきましては、2か月前の1日から受け付けているということになっております。
○高山委員	このラスペックホールとは大分性格が違うのですね。
○生涯学習センター次長	ラスペックホールの場合、客席数が大体500席ございまして、音楽ホールなどの大体300から500席のホールにつきましては、1年前からとなっております。
○委員長	ラスペックホールは先日、学力向上のフォーラムがあった会場ですか。 それでは、49号、50号、承認いたします。 続いて、第51号、文化財保護条例施行規則の一部改正についてです。
○歴史文化課長	文化スポーツ部・歴史文化課でございます。47ページの51号、新潟市文化財保護条例施行規則の一部改正につきまして、当課が教育委員会の事業を補助執行しておりますので、私から説明させていただきます。 新年度から新潟文化行政と一体となった交流人口拡大につなげていくため、現行の経済国際部にあります観光交流課と政策企画部にありますシティプロモーション推進課を観光交流課と観光推進課に再編いたしまして、文化スポーツ部と一体化して、文化スポーツ部から文化観光・スポーツ部に変更するということとなります。 48ページの新旧対照表をご覧ください。文化財保護条例施行規則の第12条中にあります、文化財保護審議会の庶務を担当する部署につきまして、文化観光・スポーツ部に改正するものがございます。
○委員長	先ほどもお話がございましたが、よろしいでしょうか。 それでは、承認いたします。

以上、条例規則等の改正についての付議事件でした。

続いて、議案第 52 号、53 号、教職員課、あるいは教育総務課の提案になりますが、人事ですので、後ほど、協議会終了後に非公開で審議したいと思います。

それでは、付議事件を終わって、第 3 の報告に入ります。学校問題解決支援事業について、お願いいたします。

第 4 報 告

○教育総務課長

それでは、学校問題解決支援事業について、ご報告を申し上げます。本日机前にお配りしました資料をご覧ください。資料の 4 ページ、イメージ図を元にご説明申し上げます。

保護者等から寄せられる苦情・要望や重大な事件・事故など、学校で起こる解決困難な諸問題に対し、教育委員会全体で解決方法を探り、的確かつ迅速な対応を行うために、新潟市学校問題対応チームを設置いたします。対応チームは、統括を学校教育・地域連携担当の教育次長、市橋次長が担当いたしまして、庁内調整サポートを学校管理・生涯教育担当の教育次長、長谷川次長が行います。事務局を教育総務課に置き、その運営は教育総務課を中心として学校支援課、教職員課と協働で進めてまいります。また、取り扱う事案に応じて、医師・弁護士等の専門家や関係諸機関の職員を含めて対応策の検討を行います。

対応策に基づきまして、学校と対応チームが問題解決に向けて協働して取り組みを進めます。具体的には、学校が直接保護者等への対応をする方が早期解決につながる場合は、対応チームがその支援や協力を行い、学校が前面に出た対応では既に解決が難しいケースでは、対応チームの構成員である専門家や関係機関が直接保護者等に対応することを想定しております。

現在、関係機関との調整や専門家の委託契約に向けて準備を進めており、4月の校長会には事業説明を行う予定です。来年度のできるだけ早い時期に事業を開始し、学校は教職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。

○委員長

学校問題対応チームについての説明ですが、いかがでしょうか。

来年度 4 月に立ち上げを行うのですか。

○教育総務課長

学校等への説明をしてからになると思いますけれども、どのようなやり方ということの詳細に説明をして、それ以降の早い時期にと考えております。

○委員長

先ほど 4 月とおっしゃいましたよね。学校への説明を 4 月に行うわけですね。

○教育総務課長	その辺りをしっかりと共通認識を持っていないと、多少うまく進まない面があると思いますので、4月に入ってから十分な説明を行いたいと思っております。
○委員長	いよいよ立ちあがるということで、よろしいでしょうか。
○高山委員	要するに、保護者と学校とのもめごとに対してということですか。
○教育総務課長	基本的には、保護者と学校の解決困難といえますか、理不尽な要求に対して対応することを基本にしたいと思っております。
○高山委員	月2回、定期的に会合、課長会議のあとに会合を持つということが書いてあります。そういうことでおやりになっていくわけですが、これまでのいろいろな学校対応などを考えて、年間どのくらいの件数を想定されていますか。
○教育総務課長	実際には実施してみないと分からない面が多くありますけれども、教育委員会で対応して、現行の組織で、この枠組みで対応しきれないような件数が出てこないのではないかと考えております。多少開けてみなければ分からないということがあると思います。
○委員長	よろしいですか。
	それでは、よろしく願いいたします。
	続いて、職員の評価に関する事項ですが、これについては、人事案件ですので非公開として、協議会終了後に行います。
	続いて、教員評価について、教職員課長、お願いいたします。
○教職員課長	教職員評価についてのご報告でございます。今年度試行を行ってまいりました教職員評価制度について、2回のアンケート結果と今後の予定についてご報告いたします。
	お手元の資料54ページをお開きください。ここには、特徴的な意見を記載いたしました。ほとんどの幼稚園、学校で教職員評価を肯定的にとらえまして、制度の目指すものを理解して施行が実施されました。主な成果をいくつか紹介いたしますと、自己課題が明確となり、主体性を発揮した取り組みにつながった。事務職など、専門職の仕事の具体的な中身を管理職が詳しく知ることができた。目標の連鎖、参画意識、校長自身の意識改革などに生かすことができたなど、多くの成果が報告されております。これらのことは校・園長が前向きに教職員評価をとらえ、事前説明から目標設定面談、進捗より状況面談をとおして適切な指導をしていることが現れたと受けとめております。
	55ページの数値とグラフをご覧ください。1の評価シートの

大きさについてですが、A4版が適当であるとの回答が95%となっておりますし、2の評価シートの形式につきましても、78%が適当であるとの回答を得ていることから、新潟市独自のシートの大きさや形式などはおおむね受け入れられております。しかし、3の進捗状況面談につきましても、計画どおりに進めることができたとの回答が51%となっております。

56ページの教職員数との関係では、教職員が多いほど計画どおりに進められないという状況が、前回のアンケートと同様に明確となっております。そこで、面談時間の確保や方法に苦慮している実態を受けまして、解決に向けた取り組みとして、2回目のアンケートで回答を得た効果的な面談方法や工夫のうち、他の学校内など、参考にできる事例をまとめまして、全幼稚園、学校に情報提供いたしました。面談時間の確保については、今後とも更に工夫を重ねる必要があります。

なお、先月23日に教職員評価試行検討会議を開催いたしまして、各方面の方々からご意見をいただきました。当初の計画どおり、平成21年度からこの制度を実施することといたします。その際、事務職員評価の指針となる教職員評価の手引きを一部修正いたしまして、スムーズに実施できるように準備を進めていきたいと考えております。手引きの改定の大きなポイントとしましては、県と異なる事務職員や学校栄養職員の評価を初めて試行したこと、記入例の充実を求める声が多かったことを受けまして、記入例を各職種別に作成することにいたしました。また、管理職の評価者研修も今後も継続していきまして、評価者能力の更なる向上を図ってまいります。今後も現場からの声に耳を傾けながら、新潟市の教職員評価制度が目指します、学校全体の教育力を高め、学校教育のより一層の活性化につながるよう、精度を高めてまいります。

○委員長

教職員評価、今年の試行を踏まえて、来年度から本格実施ということです。現場の声もいくつか載っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員

2番の評価シートの適当でないという方が22%ほどいらっしゃるということなのですが、適当でないと答えた方に関して、どういうものがあれば適当なのかというリサーチはかけられたのでしょうか。

○教職員課長

これにつきましては、A4版ですので記載欄が小さくて、文字量が制限されると。それで、具体的な指導をしにくいということで、もう少し用紙の大きさを大きくしてほしいという回答

がございました。

○佐藤委員

実績評価，能力評価，意欲評価が適切かというところなのです。それは書くところが少ないからということなのですね。项目的にこういった評価のチェックポイントがおかしいじゃないかという意見ではないということで理解してよろしいですか。

○教職員課長

チャレンジ度という項目を新潟市独自で作ったわけですが、これについては、判断が難しく適切だろうかという意見はありました。

○佐藤委員

多分 100%完璧なものは無理だと思いますが、恐らく、実態に即応しながらメンテナンスをかけていくということは必要だと思いますので、是非非常時検討して、この評価に関してはこれでいいということはないと思いますので、時代が変われば人も変わりますので、その辺りフレキシブルにやっていただきたいと思います。

それと、効果的面談というものをご案内されたとお聞きしたのですが、具体的にはどのような効果的面談方法があるのか、かいつまんで、あるいは一括でお願いします。

○教職員課長

まず、面談実施前の工夫としまして、事前に校長が作成したコメントを提示して面談を行ったということ。それから、日ごとの取り組み状況等について情報交換を行った内容を記録しておきまして、それを参考に今後の方向性や具体的な取り組みについて面談したという、実施前の工夫です。

二つ目の、計画時面談日を設定するときの工夫としましては、とにかく早めに職員に知らせるということ。そして、面談週間を設けて教職員の都合に合わせて行ったという工夫がされております。

また、時間や時期の工夫としましては、秋季休業日や冬季休業日などを有効に利用した。また、人事異動のヒアリングを同時に行ったということがございます。

○佐藤委員

多分、いわゆる計画を作ることが得意な校長先生はそういうことをやっておられると思いますが、計画を作ることが不得意な校長先生はなかなか難しいと思うので、その辺り、例えば計画シートのようなものを作って、ここに時期的なものをプロットしていきなさいというような資料も提供できれば、多分進捗状況は進むと思いますので、是非お願いいたします。

○委員長

ほかにごございますか。

○高山委員

基本的なところで、ほとんどの校・園長が肯定的にとらえているということですが、一部には否定的にとらえている人もい

るわけで、どういう文句を言っているのですか。

○教職員課長

この教職員評価制度の検討委員会の下のところから話題となっていることがありますけれども、教職員評価から単純な目標管理評価システムなりに馴染まないとか、あとは、面談が年に3回あるわけですけれども、それについて、非常に多忙化感を感じるといったところでございます。

○高山委員

否定的な方はパーセントにしてどのくらいの方ですか。

○教職員課長

ごく数人です。

○高山委員

分かりました。

このグラフの一番最後にありますが、41人以上の先生を抱えている学校の進捗状況はわずかに9%で、91%がうまくいっていないということですが、面談は校長先生だけなのですか。例えば教頭にもお願いしているというようなことはないのですか。

○教職員課長

学校規模によりましては、校長と教頭で分担して面談を行ったという学校もございます。

○高山委員

ということであれば、もう少し進むような気もするのです。一つの方法として。

○委員長

ほかによろしいですか。

私も高山委員がお聞きしたことは、要するに、聞こえてくる声は、スタートのころから教職員評価、非常に忙しい学校を倍して忙しくしているのは一体どういうことなのだという、こういうことを新潟市がやるとか県がやるということではなく、一般的にそういうことが広く言われていたのですが、今これを見ますと、学校改革に大変有効であると。学校運営を進めるうえで大変有効であるという回答が多いということだなど。せっかく難儀してやるのに学校運営が改善されていくことが何よりも大事だと思うわけです。いい方向にいつているのかなと読ませていただきました。是非、特に大規模校の改善をどうするかということが当初からの課題でもあったし、またいい知恵を出し合いながら、是非いい方向で改善していつていただきたいと願います。

それでは、教職員評価についての報告を終わります。

続いて、多忙化解消検討会議の検討結果について、お願いいたします。

○教職員課長

引き続きまして、多忙化解消検討会議の検討結果について、報告いたします。資料57ページをご覧ください。この検討会議は、各学校が抱える多忙化の要因を分析しまして、多忙化解消

のための具体的方策を検討するという目的で、去年、3回にわたって開催いたしました。

第1回目と第2回目の会議で校長会、教頭会、養護教諭、事務職員、職員団体の代表者からヒアリングを行いました。そこで出された意見、要望としましては、教員等の増員、部活動の過熱化防止、携帯電話や学校裏サイト問題対応への支援、学校訪問回数の縮減、児童生徒のプライバシー保護のための環境整備、調査報告の精選とゆとりある期限の設定など、現場からの率直な意見を聞くことができました。

第3回検討会議は、1、2回で出された意見を踏まえながら、教職員の精神的、時間的ゆとりを増やすために、教育委員会としてこれまで行ってきました地域コーディネーターの配置や教職員用コンピュータの配置、学校事務の共同実施、給食費の未納対策に加えまして、事務局各課の中で新年度から多忙化解消につながる取り組み、見直しできることはないかということについて検討いたしました。その協議を受けまして、改善策としてまとめたものが表の取り組みでございます。

表をご覧ください。全ての説明はいたしません。総務課の先ほど説明のあった問題解決対応チームの設置運営、それから保健給食課の給食費未納状況調査の回数。教職員課の主幹教諭の配置や小学校の少人数非常勤講師配置事業の実施。総合教育センターの12年教職経験者研修のスケジュールの見直し及び報告等の簡素化。学校支援課の学校訪問回数の見直し及び報告書式の簡略化。区担当指導主事の複数配置・SSTの増員。地域とふれあい推進課の地域と学校パートナーシップ事業実施校の拡大。そして、教育委員会全体としまして、今後も多忙化解消検討会議での協議を続けていながら、また、調査・照会を洗い出しまして、統合できるものは統合していこうということで、作業チームを設置したいと考えております。今月中に各学校内にこれを通知しまして新年度から実施してまいります。今後もプロジェクトチームにより検討を進め、多忙化解消に向けた更なる取り組みを進めてまいります。

○委員長

多忙化解消検討会議についての報告です。いかがでしょうか。

○田中委員

学校医の診療所、勤務先に関する調査の廃止なのですけれども、これは今まで、例えば年に1回調査していたようなものなのででしょうか。これを廃止するということは少し不安を感じるのですけれども、いかがなものでしょうか。

○委員長

では、保健給食課長。

○保健給食課長	学校医の先生方については、必ず年1回勤務先を聞いているわけですが、その辺が少しタイムラグもありまして、2回ほど固めて状況を聞くということをやっています。それを1回だけに限って、学校ではなくてそれぞれの勤務先、医院とかそういうところにお聞きするというので、学校への聞き取りをやめるということです。
○委員長	ほかにございませんか。
○小池委員	教職員課のところに管理主事訪問回数の見直しとありますが、これは少なくするというのですか、多くするというのですか。
○委員長	それは学校支援課にもございますよね。併せてお聞かせいただけますか。教職員課だけでもよろしいです。
○教職員課長	教職員課の管理主事訪問につきましては、政令指定都市になりまして、平成19年、20年と全校・園を管理主事訪問してまいりました。それ以前は、県の管理主事の訪問でしたので2年に1回ということだったのですけれども、2年間回らせていただきまして、校長の話聞くだけではなくて、一人ひとりの教職員の授業を見たりしまして、もちろん成果はあったわけですが、2年間やったということで、次年度からは管理主事訪問としての訪問は2年に1回。しかし、それ以外の学校については、先ほどの教職員評価制度の関係もありまして、校長との面談を目的に行きたいと考えております。
○委員長	学校支援課、よろしいですか。
○佐藤委員	多分関連していると思うのですけれども、教育ビジョンの施策の優先付けというところと管理主事訪問の、いわゆる教育ビジョンに関して、施策がどのように進んでいるか、きちんとそれをやっているのかということの主目的にされてきたのだらうと思います。それは、学校回りが来たから対応しなければならないので、多分皆さんは面倒くさいということだと思いのです。それはとてもよく分かることなのですけれども、やはり、教育ビジョンをきちんとした施策としてやらなければならない。それに対して、やはり進捗状況はチェックする必要があると思うのです。それをなおざりにして訪問回数を減らすというのはいかがなものかと思しますので、新潟市が掲げるビジョンを学校関係者からきちんとした形で理解していただいて、それに向かってやっていたかなければ教育行政としての本来の意味合いがなくなると思います。それをきちんと守っていくことが重要だと思しますので、その辺は流されないようにしていただきたい

いと思います。

○教職員課長

まさにおっしゃるとおりでございまして、それにつきましては、校長との面談の中できちんと確認をしてみたいと思います。

少し言葉不足だったのですが、管理主事訪問といいますのは、校長の面談と職員一人ひとりの授業を見たり、施設の安全点検、かなり細かいところまで見ます。理科室の薬品庫の中であるとか、体育用具室の中等を点検します。それから、書評簿の点検もこの管理主事訪問で全てやってくるわけですがけれども、その辺りは2年に1回にしようということですので、校長との面談、1対1の話については、全学校・園を実施してまいります。

○学校支援課長

では、よろしく願いいたします。

これまで、学校訪問につきましては、計画訪問、要請訪問、区担当指導主事訪問という形で、大きく分けると3種類の訪問がございました。計画訪問につきましては、平成19年度、20年度の2年間、全ての学校を回らせていただいて、学校の様子等について把握させていただきました。

この計画訪問につきましては、来年度からは2年に1回という方向で進めていきたいと考えています。その代わり、要請訪問ということで、私たちの学校ではこういう形で授業展開を進めていきたいといったようなものを大切にしていきたいと考えております。

なお、区担当指導主事の訪問につきましては、教育事務所が2名体制ということにもなりますので、学校運営に対しての支援というようなことで、なお一層充実させていきたいと考えております。

○委員長

教職員課、学校支援課の管理主事、指導主事の学校訪問について、考え方等をお話いただきました。

○高山委員

実際にそれは現場から多すぎるという声が出ているのですか。面倒だと、多忙感につながっていることなのでしょうか。あるいは、こちらから慮ってそういうことではないかという判断なのでしょうか。

○学校支援課長

私たちの訪問につきましては、これまでは計画訪問ということを中心に行ってきましたけれども、かなりOJTが進んで、意欲的な形で授業研究等を進めているという状況がございまして。そういう意味で、行政訪問について広げていきたいと考えています。そういう意味で、学校の主体性といったようなものに対する支援をこれまで以上に進めていきたいということでご

ざいます。

○委員長

行政訪問はけっこうあるのですか。

○学校支援課長

はい。今年度の実績はまだまとまっておりませんが、300代でございます。多い学校になりますと、1校で十数回といったところもございますけれども、今後そういったものについてはまた精選しながらも、できるだけ多くの学校からの要請に応えていきたいと考えております。

○委員長

指導主事が訪問する際は、大抵研究事業と普段の授業とを覚えてもらうわけですが、指導案等を作って、こういう考え方で教育をしていますということを見てもらうわけですので、学校の負担は大きくなると思います。自分たちが研究していることについて指導をいただきたいということで要請する場合は意欲十分というか、効果が大きいのだらうと思います。

○高山委員

いわゆる訪問の質的な転換を図るということによろしいのでしょうか。回数は減るか増えるか分かりませんが、計画的に今まではやっていた、事務的にやっていたようなものも、現場からのニーズに応じてやっつけようじゃないかと。それも積極的に展開しようとする。このように理解してよろしいのですか。

というのは、多忙化をそういうような質的な転換という意味なら分かるのですが、単なるそういうことで減らしていくというのは、教育本来の業務を否定してしまうような、あるいは教育委員会の業務を自ら否定してしまうようなことになっては何の意味もないことです。ですから、本当に軽減可能な業務は一体何なのかということでは是非更につかんでいただいて、徹底していただきたいと思います。例えば、文書や調査類の精選ということがここに挙がっています。これは市の教育委員会だけでやっていても解決できない問題が含まれていると思うのです。つまり、県教委からもけっこういっていると思うのです。したがって、県教委と市教委の話し合いでその文書は市教委がやります、あるいは県教委にお任せしますという形のことがあってもいいと思うのです。学校現場に行きますと、県と市から同じような調査が来ていますということをよく耳にするのです。あるいは、文部科学省が直接来るかどうか分かりませんが、そういった同じような調査が現場にとっては一番迷惑で、しかも多忙感に直結しますので、そういうところを削っていくというか、うまく処理していくというのがこのプロジェクトの仕事ではないかと思えます。

○委員長

ほかにございませんか。

○小池委員

この検討会議のまとめとして各課ごとにやるべきこと、やること書いてあるのですけれども、もう一つ、学校現場にやるべきことがあるはずだと思うのです。いつも多忙化は外から押し付けられているわけではなくて、自分たちの仕事のやり方を見直して自分たちで多忙化を排除していくという、自主的な取り組みを促進させていかなければならないと思います。学校現場でできることがかなりあるのではないかと思うのです。その辺をきちんとやらないと、多忙化の解消にはつながらないと思っています。

それから、コンピュータの台数増というのは当然必要なことだと思いますけれども、功罪両方ありまして、コンピュータが使えるがために余計な仕事をしてしまうということもかなりあり得るのです。そのところを注意していただきたいと思っています。文書や調査類の件数が高山委員から出ましたけれども、学校の先生自身が出すお便りももう少し精選していただかないと、学校は紙の消費量が、本当はパソコンができてたくさん減らせるはずだったと思うのですけれども、逆にやたらと増えてしまっていて、生徒たちにどんどん紙を配ってしまっているようなところがあります。コンピュータを増やすとまた逆にコピーして紙が増えるという悪循環になっている。そこで先生も逆に忙しくなっているのではないかと。手作業でやっていたときは大変なのでそれほど出さなかったものが、コンピュータができたから素晴らしいお便りができるがゆえに自分に酔ってしまうのではないかと。その辺を考えないと、逆にもっと多忙にになってしまうというところがあると思います。その辺は考えていただきたいと思っています。

それから、学校の先生方はとても真面目で、忙しいことがいいことというような思いこみがあるのではないのでしょうか。その辺の意識転換を図らないと。帰る先生がいい先生だというくらいの意識の変革が起こらないと、いろいろなことをやっても結局多忙にになってしまうということがあると思います。

○高山委員

それは日本人の癖ですね。会社でもそうです。仕事もないのにうろうろしているような人がいますから。

○小池委員

一般的に外から見ると、学校先生はとても忙しがる人たちだよねといわれていて、常に忙しい忙しいと言われるのです。それは外から見ると逆に変で。では誰と比べているのですかと。一般企業もかなり忙しいのです。忙しいイコール熱心でいい先

生ではないと。

○高山委員

今、小池委員から出ましたが、人自体の改革ということも、やはりある種こちらから指導していなければならないという部分もあるのではないのでしょうか。つまり、どこの学校にも組織図があるのです。小さい学校だと何役も先生がやっつけやる。これは何のための組織なのだろうという気がするのです。あの組織図というのはこうやれというように何か決まっているのですか。学校でこういう組織を作らなければならないという。学校に何とか部、何とか部、と設けなければならないような組織ではないと思うのです。その辺を考えて、学校の業務自体がスリムになっていくということが必要だろうと思います。

それから、他県のことですが、事務長出身の人が校長先生になった学校があるのです。前にも申し上げたと思いますが、そうすると事務に明るいですから、これは先生にやらせるものではない、この伝票は事務員にやらせればいいのだと。とても喜ばれたという話があります。そういういい事例を是非研究していただいて、それを各学校に広めていけば、具体的な例として、多忙化解消につながるのではないかと思います。

○委員長

多忙化解消検討会議の報告ですが、よろしいでしょうか。学校現場にも今の話を是非伝えていただきたいですし、この検討会議のまとめ、教育委員会事務局がこのように努力するのだということが出ているわけですから、学校も納得して皆さんのお話、指導を受けるのではないかという気がいたします。ご苦労様ですが、総がかりで多忙化解消、あるいは多忙化意識を払拭するといいますか、そういうことが大事かと思えます。よろしくお願いいたします。

続いて、メンタルヘルス事業について報告をお願いします。

○教職員課長

続きまして、メンタルヘルス事業についてご説明いたします。お手元の資料 58 ページをお開きください。市内の学校では、病気休暇、病気休職で長期に療養している教職員が増加傾向にあります。特に精神性疾患の割合が年々高くなってきております。1か月以上の病気休暇、休職を取得した教職員の中で精神性疾患の占める割合ですけれども、平成 19 年度に 49.1% だったものが、平成 20 年度には 54.1%、これは 3 月 13 日現在でございます。49.1% から 54.1% に増加しまして、初めて 50% を超えるという状況になりました。

これまでも、資料 6 にありますように、教育委員会ではメンタルヘルスの予防的対策としまして、教職員を対象とした研修

会を実施したり、昨年2月からは電子メールによる相談窓口を配置したりしてきましたが、平成21年度4月から「こころとからだの相談室」を開設しまして、メンタルヘルス相談体制を強化することといたしました。

こころとからだの相談室はカウンセリングの専門家である臨床心理士による面接、相談窓口です。臨床心理士が不安や悩みを抱える教職員に直接会い、個別に相談に応じることで、より専門的な立場から本人の状況に応じた適切な対応ができるものと考えます。各学校には、従来からの電子メールによる相談と併せて相談方法等の周知を図ってまいります。今後もこれらの予防的な対策を進めまして、教職員の健康の保持増進を図るよう努めてまいります。

○委員長

心の健康を求めて、平成21年4月から、こころとからだの相談室の開設を行うということです。長期休業者のうち半分が心の健康ということですが、ご質問等ございませんでしょうか。

○高山委員

この臨床心理士2名というのは特定された方ですか。

○教職員課長

平成21年度の二人は同じメンバーということでございます。

○高山委員

面談日ですが、これは月何日程度、例えば臨床心理士の通常業務があると思いますけれども、どのくらいを考えていらっしゃいますか。

○教職員課長

これは定期的にとということではなくて、相談があったときに行うということでございます。

○高山委員

面談時間は昼間で土日は除くので、授業を休んで行かなければならないということになるのでしょうか。

○教職員課長

臨床心理士の方には、夜7時ころまでお願いしてありますので、勤務終了後でも間に合います。

○高山委員

面談したあとのアフターケアといいますか、例えば、臨床心理士がこの方は休業させた方がよいとか、そういう結果については、教職員課にきちんと知らせてもらえるわけですね。

○教職員課長

必要に応じまして、教職員課の担当管理主事が臨床心理士と連絡を取りながら進めてまいりたいと思います。

○高山委員

ということは、必要ないときもあると考えていいのですか。

○委員長	面談すれば、臨床心理士から連絡が来るわけですね。その前に、臨床心理士を紹介するのは教育委員会からあるのですか。
○教職員課長	その相談日時については教職員課で設定しますので、誰がいつ面談しているかということはきちんと把握しておりますし、先ほど言いましたように、その状況に応じて、必要があれば直接管理主事が臨床心理士と会いながら対応について相談していきたいと思っております。
○高山委員	まだ面談できるような状況だと救いがあるのかもしれないし、面談にもしたいという人と、したくないという人もいると、それが微妙ですね。
○委員長	医師ではないですから、もし症状が重ければ医師になるわけですよ。そして、医師は休業の判断ができるわけですね。臨床心理士はどうですか。心の相談には乗るけれども、1か月休んだ方がいいですよというようなことは言えないわけですね。
○教職員課長	アドバイスはできるかと思えますけれども、その決定はできないということになっています。
○委員長	ほかにいかがでしょうか。 平成21年度からですが、有効に働いて、一人でもそういう人が減るといいますか、長期休業が減ってくるような状況が出ればいいなと思えますが、よろしく願いいたします。
○高山委員	これまで、このように相談したいと思っていた人はどうしていたのですか。自分で探して行っていたということなのでしょうか。
○教職員課長	こういった相談窓口は県の教育センターであるとか、それから市の相談センターに職員が相談するケースも考えられますし、直接教職員課に連絡をくれたこともありますけれども、臨床心理士が直接相談に乗るとするのは、新潟市では今回初めてです。
○高山委員	直接お医者様に、神経内科とかいろいろありますよね。そういうところへ出かけていく人もいることはいのでしょうか。
○教職員課長	はい。
○高山委員	それはよほど深刻なものということですか。
○小池委員	今は精神科も神経内科もわりと気楽に受診されていますよ。
○委員長	それでは、こころとからだの相談室の開設についての報告を終わります。 続いて、マイスター養成塾等事業報告、総合教育センター。
○総合教育センター 所長	総合教育センターでございます。平成20年度マイスター養成塾等事業報告を2点についてさせていただきます。60ページに

なります。

1点目は、平成20年度マイスター養成塾の結果について申し上げます。(1)研修の概要につきましては、昨年6月の定例教育委員会で申し上げましたので省かせていただきます。(2)の今年度のマイスター認定者であります。養成塾受講者14人のうち二人が認定されました。この方々は、平成20年度、今年度の入塾者で、1年間の養成機関を経ての結果でございます。また、修了者研修受講者10人のうち5人が認定されました。この方々は平成19年度入塾者で、今年度2年目の養成期間ということで研修された方々です。したがって、平成20年度は7人のマイスターが認定されたということになります。所属、氏名は記載のとおりでございます。認定に対しましては、教育委員の皆様には昨年に引き続き今年度もご協力いただき、大変ありがとうございました。このマイスターの方々には、次年度の公開授業講座、また研修講座の講師等を無理のない範囲でお願いしてまいりたいと考えております。また、養成塾修了者につきましても、それぞれの方々が素晴らしい力を付けてきております。この方々からも、若手教師道場ですとか専門強化研修の講師をお願いしているところでございます。

このマイスター養成塾でございますけれども、修了者がこの2年間で延べ32人となりました。年間をとおして授業作りを追求していくということは決して楽なことではありませんけれども、是非長い教員生活の中でこの1年、もしくは2年を希望する方もいらっしゃると思いますが、できるだけ多くの方から授業力向上に取り組むことを、是非この養成塾を活用してもらいたいと考えております。なお、この養成塾修了につきましては、履歴追記事項になりました。それから、平成21年度の入塾者が15名決定しておりますことを併せてご報告させていただきます。

続いて、2の平成21年度若手教師道場の拡充について、ご説明申し上げます。新潟市に勤務する教職経験2年目から5年目の若手教員の授業力向上を目的として、今年度より取り組んでいるものでございます。本年度の受講該当者は134名おられましたけれども、この方々は14講座開設された中から2講座以上を選択して受講していただきました。研修後のアンケート結果からは、受講充実度A評価が89%という高い評価をいただいております。

平成21年度はこの開設講座を24講座に広げまして、選択講

座数も4講座以上に拡充してまいります。初任者研修を終えたばかりの新潟市採用1期生もここに加わるわけでございますけれども、若手教員同士のネットワークも一層強いものになっていくことを期待しているところでございます。

○委員長

ご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告を終わります。

続いて、教育フォーラム2009「子どもの読書活動を進める市民のつどい」について、お願いいたします。

○中央図書館長

中央図書館でございます。資料の61ページと62ページでございます。毎年教育総務課が担当して、教育委員会主催で開催しております教育フォーラムを、平成21年度は、仮称ですがけれども、教育フォーラム2009「子どもの読書活動を進める市民のつどい」ということで開催させていただきます。

フォーラムのご案内の前に、現在進めております（仮称）新潟市子ども読書活動推進計画策定有識者会議の取り組み状況について、簡単にご説明させていただきます。62ページをご覧くださいと思います。この計画については、昨年の7月の定例会でご報告させていただいておりますが、計画づくりを進める有識者会議については、改めて、当日配付の資料ということで、7名の名簿を配付させていただきました。7名の委員で組織して、教育ビジョン策定委員会の委員長をお務めいただいた荒川正昭先生に座長をお願いし、昨年の11月に第1回会議を開催したところでございます。

なお、第1回の会議に事務局から提出した資料を参考資料として、少し分厚いものですが、事前に配付させていただきました。概要報告にあります、子どもと読書における現状と課題ということで、こちらの冊子にございます。これは庁内関係17課で組織した庁内検討委員会で、就学前、修学後、それから市立図書館ということで、便宜的に三つに分けて現状と課題を整理したものです。これを受けて、2月段階で7名の各委員の現状認識と提案を簡単にまとめたものが、このお配りした冊子の一番最後のページ、資料5にそれぞれの各委員の現状の認識と提案ということで、簡潔にまとめさせていただきました。これについては、あとでご覧いただければと思います。これを受けて、3月に入りましてから、7名の委員は保育園や小学校、中学校の実際の現場を学校図書館を中心に視察させていただいて、現状認識を深めていただいている段階でございます。今後の予定としては、11月ころまでに計画素案を策定し、パブリックコメン

トを経て来年3月末までに計画を策定したいと考えております。

お戻りいただきまして、61ページのフォーラムのご案内ですが、5月30日土曜日の午後、今年度と同じく市民プラザで開催させていただきます。基調講演については、ノンフィクション作家の柳田邦男さんをお迎えして、テーマとしては、「今こそ絵本の力～子どもの成長、大人の再生のために～」というテーマでお話をさせていただきます。柳田邦男さんについては、近年、絵本が子どもだけではなくて大人にとっても大きな意義を持つということを様々なメディアや著作、講演の中で訴えられております。併せて、基調講演のあとに、有識者委員のうち4人の方からパネルディスカッションを行っていただきたいと考えております。なお、パネルディスカッションのコーディネーターについては篠田市長にお願いする予定でございます。学校、保育園、その他一般市民の方にも呼びかけて、多くの方に参加していただいて、地域、保育園、幼稚園、学校などが連携した、学・社・民融合のアピールの場にしたいと考えております。是非、教育委員の皆様からもご参加いただければありがたいということで、ご案内させていただきます。

○委員長

新潟市子ども読書活動推進計画を策定中と。その1年度が終わり、今後の方向を出していくわけですが、来年度、5月30日の教育フォーラムでこのことについて取り上げるということですが、いかがでしょうか。ご質問はございませんか。

○佐藤委員

多分、午前1時半ではなくて午後1時半の間違いだと思いますけれども、基調講演とパネルディスカッション3時間の時間配分はどのようになっていますか。

○中央図書館長

講演についてはおおむね1時間半程度を考えております。休憩をはさんで、その後パネルディスカッションということで。あと、会場からの意見をどのような形で伺うかという辺り、まだ細かいところは決めておりません。

○佐藤委員

最近の傾向として、基調講演は1時間が多いのです。パネルディスカッションをなるべく長めにとって会場とのやり取りをした方が。柳田邦男さんは話がうまいかどうかは分かりませんが、90分聞いているのはけっこう辛いのです。大学の時間が90分なのでそれに合わせているとは思いますが、逆に参加者が聞いて帰るだけではなくて、そこに参加することによって達成感や充実感が違うと思うのです。前にも申し上げたと思うのですが、できれば90分ではなくて1時間弱くらいにしてい

ただいて、パネルディスカッションの時間を長く取って、各委員の皆さんの、せつかく長時間かけてこれを検討されたわけですので、その辺の意見など、やはり起承転結するためには、お一人5分くらい喋らなければならないのです。20分プラスコメントーターとコーディネーターで30分になるのです。そうすると、1回か2回くらいの発言で終わってしまいます。そうすると、会場とのやり取りもできなくなってしまうので、その辺りもう少し考慮された方がいいのではないのでしょうか。柳田さんがどうしても90分でなければだめだと言われたらそれは仕方がないでしょうけれども。

○中央図書館長

参考に使させていただきます。柳田先生は、スライドも含めてできれば1時間30分という話をされてはいましたけれども、それはパネルディスカッションの時間も考慮して検討しますとおっしゃっていただきましたので、検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○小池委員

佐藤委員とは少し違う意見なのですが、会場からの意見というのはとても難しいのかなと。自説をとうとうと述べてしまう方がけっこういたりして、危険なものをはらんでいるので、その辺の組み方がとても難しいと思います。それから、いろいろなところでパネルディスカッションも見せていただいているのですけれども、実際にディスカッションになったパネルディスカッションを見たことは滅多にないのです。だから、日本人はこういうことが不得意なのかなと思うので、そちらもあまり時間を取ってうまい展開ができるという保証がない、出たとこ勝負のようなところがあります。

私としては、柳田邦男さんであれば1時間半でも聞きたい話をしてくれるのではないかと期待はあります。

○委員長

いろいろな意見があるかと思いますが、参考にして検討してください。

○高山委員

読書推進計画策定についてですが、これは何か目標のようなものを設ける予定はありますか。

○中央図書館長

最近の計画、基本計画と申しましても、大体計画期間5年間の中での目標数値を立てているのが、他都市、あるいは国、県の一般的な動向でございます。

計画年次としては、総合計画、教育ビジョンの後期に当たります。それと同じ年次になりますので、その辺もにらみながら、数値目標の設定も必要なのではないかと思っております。

○高山委員

統計を見ますと、中学生の30%が1冊も本を読まないという

結果が出ているのです。この辺が一つのターゲットになりそうですね。あと、小学生はみんな本が好きだということで、これは問題ないと思いますけれども、中学生がいかにか本に接し、それを読むかということが大きな課題のように思います。ですから、その辺のところを考慮して、目標を立てながらお願いしたいと思います。なぜ中学生から読まなくなるのかというのが問題だと思います。

それから、司書を増やせということがけっこう出てきます。今全部の学校に配置されているのですが、学校図書館司書の役割が、現時点では学校でどういう役割を果たしているのかということがちょっと私には見えてこないのです。きれいに整理整頓しなどの仕事は勿論だとは思いますが、業務の中に児童生徒の読書活動、資料学習の支援と書いてあるのです。そういう司書を置いたことによって子どもたちが本を読むようになる、あるいは読書量が増えるということが確実に言えるのかどうかということがよく分からないのです。司書を置けばいいという話でもないような気がしているのです。司書に多大な期待を持たない、そんな気もするのですが、その辺のところも検討いただきたいと思います。

それから、読み聞かせボランティア。特に幼稚園、保育園から派遣要請がたくさん出てきます。例えば、中央図書館で読み聞かせをやっていらっしゃるようですが、読み聞かせというのは絵本を子どもたちに見せながらですか。

○中央図書館長

本をこのようにして絵を見せながら読むというのが絵本の読み聞かせです。

○高山委員

字はほとんど、少し離れていて見えない。

○中央図書館長

絵が見えるようにということが中心かと思います。

○高山委員

紙芝居とは違うわけですね。

○中央図書館長

紙芝居もやっております。紙芝居のボランティアグループもございます。あるいは、童歌などを歌いましょうというボランティアのグループもありまして、そういったグループにも図書館で活動していただいています。

○高山委員

その読み聞かせについては、間藤委員から教育的効果があるとしても過度の期待はしないようにと。いろいろな効果はあるけれども、過度の期待はしない方がいい。つまり、読んで聞かせるとそれで終わり。自ら本に関わっていこうとすることにつながるのだろうかということもあるのです。要するに、読み聞かせをすることが全てではないということを行っています。私

もそうだと思うのですが、そのようなところも是非議論していただきたいと思います。

読み聞かせボランティアの中に男性はいますか。

○中央図書館長

男性もお出でになります。現職の県職員などもあります。

○高山委員

分かりました。

○委員長

一つの考えということで、また有識者会議等で検討していただければと思います。

読書活動についての報告を終わります。

第4 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

3月臨時会は3月26日(木)午後2時から、4月定例会は4月23日(木)午後3時から、5月定例会は5月13日(水)午後2時からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

第5 閉会宣言

○委員長

12時15分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員